

～ふくしまの水田農業の持続的発展に向けて～

福島県の水田農業の振興方策

国の農政改革や県産米を取り巻く環境(米価の下落、全国的な過剰生産等)を踏まえ、水田農業の振興に全力で取り組みます！！



平成26年12月
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

水田農業を支える担い手の育成と 経営所得安定対策等の推進

農用地の利用集積と担い手の育成

- ◆人・農地プランの策定推進と認定農業者への積極的誘導
- ◆集落営農組織の育成と認定新規就農者への誘導
- ◆農地中間管理機構による担い手への農用地の利用集積と団地化の促進
- ◆規模拡大や直播栽培等、あらゆる生産コスト低減のための取組推進



経営所得安定対策等の推進

- ◆ゲタ・ナラシ対策の周知と加入対象者（認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者）の積極的誘導



経営提案モデル【稲作中心】

個別経営（15ha）



農地の利用集積を進め、
3～5haのブロックを3～5か所に集約

【農業所得の目安】

主食用米（反9俵）	1,013万円
飼料用米（反10.5俵）	315万円
加工用米・酒米（反9俵）	104万円
備蓄米（反9俵）	210万円
収入額計	1,642万円
経費計	1,019万円
農業所得計	623万円

集落営農（50ha）



【農業所得の目安】

主食用米（反9俵）	3,038万円
飼料用米（反10.5俵）	1,155万円
加工用米・酒米（反9俵）	626万円
備蓄米（反9俵）	630万円
収入額計	5,449万円
経費計	3,359万円
農業所得計	2,090万円

需要に即した作物の作付と販売促進

●主食用米

- 安全性の確保と低コスト化、良食味米の生産の促進
- 県オリジナル品種「天のつぶ」の生産拡大と食味の向上
- 風評対策の継続実施と県内消費の拡大、県外販路の確保など販売対策を強化

●畑作物(大豆・麦・そば・なたね)

- 収量と品質の向上を図り、経営所得安定対策等を活用した所得確保
- 麦・大豆の産地の維持・拡大と津波被害地域での生産回復
- 営農再開の先駆けとしてのなたねの作付促進

●非主食用米・飼料作物

- 経営所得安定対策等を最大限活用し、飼料用米や加工用米等を積極的に作付拡大
- 飼料用米の低コスト生産と輸送コストの低減
- 飼料用米や加工用米の地域利用促進
- 飼料用トウモロコシや牧草導入による自給飼料の確保

●園芸作物

- 転換作物として園芸作物を積極的に導入
- 2年3作体系や実需者と連携した土地利用型野菜の導入を推進
- 先端技術等の新たな生産方式の積極的導入を促進

経営提案モデル【園芸＋水稻】

複合経営(9ha)



<2年3作体系の例>



【農業所得の目安】

- ・主食用米(反9俵) 563万円
- ・飼料用米(反10.5俵) 210万円
- ・野菜(2年3作、1年あたり)

加工エトマト	260万円
タマネギ	160万円
ブロッコリー	274万円

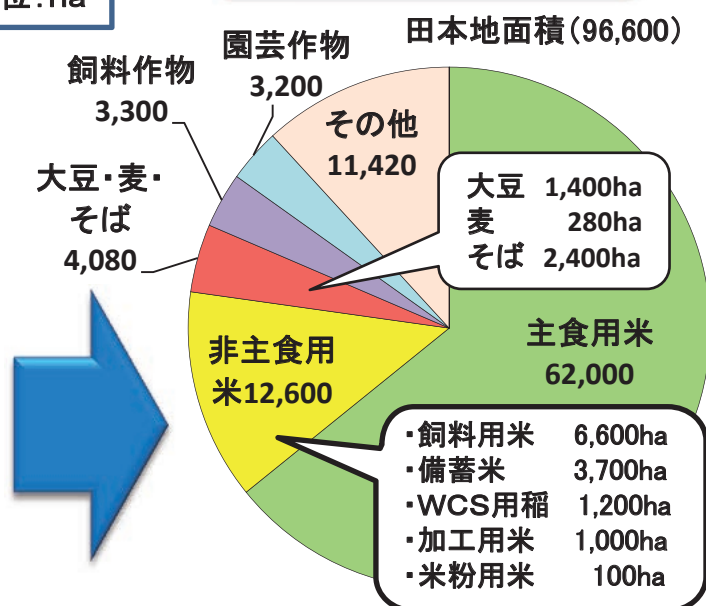
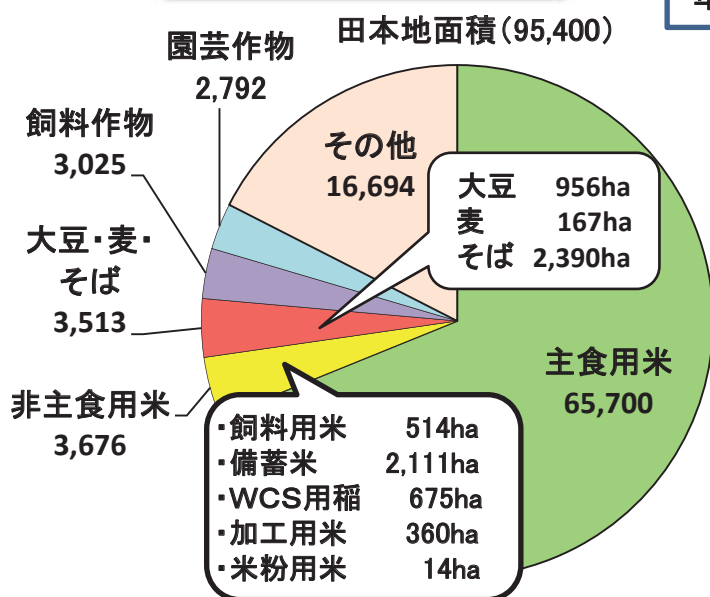
収入額計	1,467万円
経費計	817万円
農業所得計	650万円

福島県の水田活用の現状と目標

現状(平成25年度)

単位:ha

目標(平成29年度)



※1 田本地面積は、津波被害地等が復旧により平成29年度は増加するものと見込む。

※2 非主食用米の計と内訳はラウンドの関係で一致しない。

経営の下支えとして『ナラシ対策』に加入しましょう！

交付対象品目

米、麦、大豆

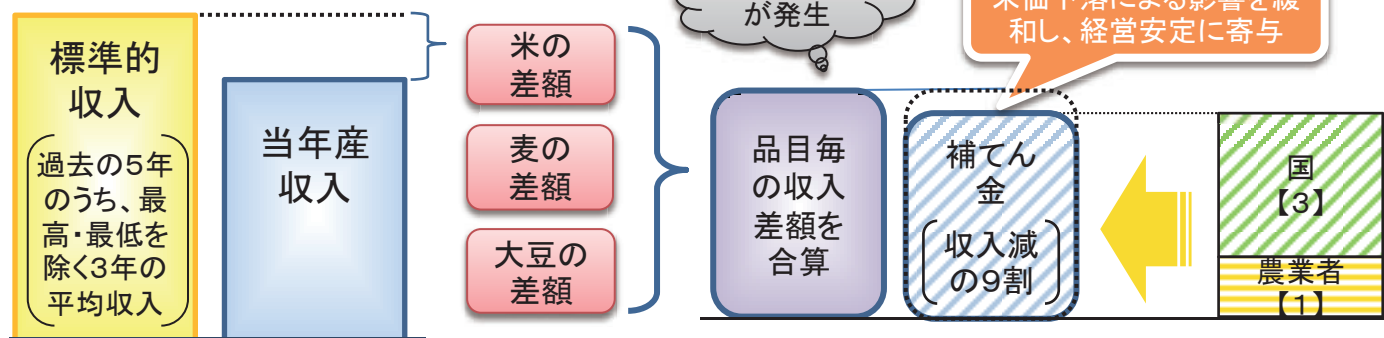
交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者

H27より規模要件無し
集落営農要件緩和

補てん額

当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。



＊作成:福島県水田農業産地づくり対策等推進会議＊

事務局:JA福島中央会(農業対策部)、福島県水田畑作課

構成機関・団体:JA全農福島、福島県市長会、福島県町村会、福島県米穀肥料協同組合、福島県米麦事業協同組合、福島第一食糧卸協同組合、福島県担い手育成総合支援協議会、福島県耕作放棄地対策協議会、公益財団法人福島県農業振興公社(農地中間管理機構)

＊お問い合わせ先＊

●JA福島中央会 ☎024-554-3072

●福島県水田畑作課 ☎024-521-7369

●福島県各農林事務所農業振興普及部・普及所

●福島県水田農業産地づくり対策等推進会議HP

http://fs-suishin.jp/01_org/01_org01.html